

令和5年10月13日

各文化関係団体の長 殿

文化庁文化経済・国際課
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室

フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する周知等について
(協力依頼)

平素より、文化行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般の第211回通常国会において、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法。以下「本法」といいます。)が可決・成立し、令和5年5月12日に公布されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

(1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

(2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

本法は、令和6年秋頃までの施行が予定されているところ、施行までの間に、フリーランス及び発注者側の双方に対して周知広報を行うこととしております。

つきましては、本法の円滑な施行に向けて、本法の内容を御理解いただき、必要な準備を進めていただくため、下記のとおり会員事業者に対する周知について御協力をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

前述のとおり、本法については、令和6年秋頃までの施行が予定されており、今後、政省令やガイドラインにおいて具体的な内容が公表されますが、本法に関係する取引を行っている方は、施行までに必要な準備を行っていただくことが重要となります。

まずは、本法について知りたいという方に向けて、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、Q&A、リーフレット、動画などを公開しておりますので、貴団体におかれましても、会員事業者に御案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、動画、Q&A、リーフレット等はこちらをご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

※厚生労働省及び中小企業庁の関連ページにもアクセス可能です。

以上

【本件担当】

文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室

電話：03-5253-4111（内線3120）

メール：kibankyoka@mext.go.jp